

## 生命保険料控除額計算表

生命保険料控除が改正され、平成24年分から新たに介護医療保険が控除対象として追加されました。

平成24年1月1日以後に締結した保険契約等(新契約)に係る控除

ア:一般生命保険料控除(遺族保障等)

イ:介護医療保険料控除(介護・医療保障等)

ウ:個人年金保険料控除(老後保障等)

控除額の計算は、ア、イ、ウ共通です。

年間の支払い保険料等	控除額
12,000円以下	支払保険料等の金額
12,001円 ~ 32,000円	支払保険料等 × 1/2 + 6,000円
32,001円 ~ 56,000円	支払保険料等 × 1/4 + 14,000円
56,001円以上	一律 28,000円(最高額)

(注)ア+イ+ウの合計額の控除限度額は70,000円になります。

平成23年12月31日以前に締結した保険契約等(旧契約)に係る控除

エ:一般生命保険料控除(遺族保障等・介護・医療保障等)

オ:個人年金保険料控除(老後保障等)

年間の支払い保険料等	控除額
15,000円以下	支払保険料等の金額
15,001円 ~ 40,000円	支払保険料等 × 1/2 + 7,500円
40,001円 ~ 70,000円	支払保険料等 × 1/4 + 17,500円
70,001円以上	一律 35,000円(最高額)

(注)エ+オの合計額の控除限度額は70,000円になります。

新契約と旧契約の双方について保険料控除の適用を受ける場合の控除

区分		各区分の控除額			生命保険料控除額
一般生命保険料控除額	新契約分	で算出した額(控除限度額28,000円)	一番大きい金額を選択	A	A + B + C (最高限度額:70,000円) 円
	旧契約分	で算出した額(控除限度額35,000円)			
	両方	新契約分は ・旧契約分は で算出した額の合計 (控除限度額28,000円)			
介護医療保険料控除額	新契約分	で算出した額(控除限度額28,000円)		B	円
個人年金保険料控除額	新契約分	で算出した額(控除限度額28,000円)	一番大きい金額を選択	C	円
	旧契約分	で算出した額(控除限度額35,000円)			
	両方	新契約分は ・旧契約分は で算出した額の合計 (控除限度額28,000円)			

新旧双方の契約が旧契約のみか控除額の有利な方を選択することができます。